

# 国立大学法人東京外国語大学名誉博士称号授与規程

〔平成 8年11月 6日〕  
制 定

改正 平成14年 9月25日 平成16年10月 1日規則第198号  
平成21年 3月31日規則第50号 平成27年 3月24日規則第37号

(趣旨)

第1条 東京外国語大学（以下「本学」という。）における東京外国語大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号授与については、この規程の定めるところによる。

(被授与資格)

第2条 名誉博士の被授与資格は、教育研究上顕著な業績を挙げ、人類の学術文化の発展に多大な貢献をした者とする。

(推薦)

第3条 大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院及びアジア・アフリカ言語文化研究所の長は、前条に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、学長に推薦することができる。

2 学長は、前項の推薦があったとき又は学長が推薦する候補者があるときは、教育研究評議会の議に付するものとする。

(称号の授与)

第4条 名誉博士の称号は、前条の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長がこれを授与する。

(名誉博士記の交付)

第5条 名誉博士の称号を授与するときは、別紙様式により名誉博士記を交付する。

2 前項の名誉博士記には、必要に応じ外国語訳書を添付することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、名誉博士の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成8年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

名  
誉  
博  
士  
記

国  
籍

氏

名

あなたは学術文化の発展に多大な業績を挙げ教育研究上顕著な功績が  
ありましたので東京外国語大学名誉博士の称号を授与します

年  
月  
日

東京外国語大学（公印）

名  
博  
第  
号